鳥取県告示第532号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町佐崎字懸橋16、17、17の1、字上野91の1、字前河原138、字椎ノ木鼻258、字睦久目364、365、 366の1から366の3まで、375の1、375の2、383の2、504、504の1、字背戸山402の1、423、423の3、441、 字西ヶ谷424、424の1、424の3から424の5まで、424の10から424の13まで、424の15から424の25まで、424の 27から424の31まで、424の36、424の37、424の39から424の44まで、424の46、424の48、424の49、424の55から 424の59まで、424の61から424の68まで、424の71、424の72、424の74、424の76から424の83まで、424の85、424 の86、424の88から424の90まで、424の95、424の97、424の98、字西ヶ谷西平425、426、426の1から426の7ま で、426の9から426の25まで、字西ヶ谷口427、字背戸山平428から438まで、445、445の1、447、字大平448の 1、448の2、449、450、450の1、450の2、451から453まで、字椎ノ木鼻平455、457の1、457の2、字丸山 472、字西谷東平477、477の2から477の4まで、478から483まで、字大杉原484、484の3から484の6まで、484 の10、485、486、490、491、字深サコ山494の3、494の4、495の2、字深サコ496、497の1、498、字上野平 499、509、510、512、518、字上エノ山524から528まで、字トフキンガキ529、530、531の2、字亀ノ甲山534の 1、534の3から534の6まで、字懸橋谷536、536の1、537から539まで、541の2、字懸橋山544、544の1から 544の17まで、544の20、544の21、545、字清水谷546、546の1から546の6まで、546の8、546の9、547、548、 551から553まで、630、630の1、630の2、字池尾555、555の1から555の20まで、556の1、557から560まで、 560の1、561、631、631の1から631の6まで、632、632の3、632の5、632の6、632の8、632の10、633、 633の1、633の2、字大谷口562の1、563の1、563の2、564、566の1、569の1、571の1、字上河原572の 1、573の1、573の2、字向イ河原591の1、591の3、592の1、592の2、593の2、594の1、595の1、595 の4、595の5、596、597、598の1、字草谷599の1、599の2、599の4、600の1、601から603まで、604の1、 604の2、605の1から605の3まで、字前河原山606の1、606の2、607の1、608の1、609の1、610の1から 610の4まで、611、611の1、612の1、612の2、613、字上河原山614の1、614の2、617、617の1、618の3 から618の11まで、620の1から620の4まで、字ハセ尾622、622の1から622の4まで、622の6から622の13ま で、字水ノ元623、624、624の2から624の6まで、字坂中625、625の1、625の2、625の4から625の6まで、 625の8、625の10、625の11、626の1、626の3から626の8まで、627、627の3、627の6、627の7、629、629 の1から629の3まで、629の5から629の7まで、字大馬小屋628の1、628の2、字キダハシ634、634の1から 634の6まで、634の9、634の11から634の18まで、字キジガ尾635の5から635の8まで、635の14、635の16、 635の18、字畑ノ尾636、636の1から636の15まで、636の17から636の20まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)